## 労働条件通知書

•				
	Benediction of the second of	年	月	日
	 事業場名称・所在地			
	使用者職氏名			
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり(年月日~年月 以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入	日)		
	ストは、 突然期間」について 期間の定めのり」とした場合に記入   1 契約の更新の有無			
	「自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・そ	: の他 (		)]
	2 契約の更新は次により判断する。	,		
	・契約期間満了時の業務量・勤務成績、態度・能力		)	
	・会社の経営状況・従事している業務の進捗状況			
計業の担任	し、その他(		)ا	
就業の場所				
従事すべき   業務の内容				
始業、終業の	1 始業・終業の時刻等			
時刻、休憩時	(1) 始業(時分)終業(時分)			
間、就業時転	【以下のような制度が労働者に適用される場合】	ンフ の <sup>其</sup>	1. マク Π± F	3B 🛧
換((1)~(5)   のうち該当す		次の事	// // // // // // // // // // // // //	旬の
るもの一つに				
を付けるこ				
と。)、所定時				
間外労働の有 無に関する事				
通に関する争	(ただし、フレキシブルタイム(始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、			
	コアタイム 時分から 時分)	)		
	(4) 事業場外みなし労働時間制;始業(時分)終業(時分)			
	(5) 裁量労働制;始業( 時 分) 終業( 時 分)を基本とし、労働 る。	動者の決	定に刻	委ね
	さい			
	2 休憩時間( )分			
	3 所定時間外労働の有無   (有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間)	<b>4</b> 111	`	
	( 有 <u>(1週 時間、1か月 時間、1年 時間)</u> 4 休日労働( 有 (1か月 日、1年 日), 無 )	, <del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>	)	
休日	・定例日;毎週 曜日、国民の祝日、その他( )			
及び	・非定例日;週・月当たり 日、その他( )			
】	・1年単位の変形労働時間制の場合 - 年間 日   (勤務日)			
	毎週( )、その他( )			
	詳細は、就業規則第一条~第一条、第一条~第一条			
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 日			
	継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) か月経過で 日			
	時間単位年休(有・無)			
	2 代替休暇(有・無)			
	3 その他の休暇 有給( )			
	無給( ) 詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条			

賃 金	1 基本賃金 イ 月給 ( 円)、口 日給 ( 円) ハ 時間給 ( 円)、
	八の時間にはいていた。これは、日の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一
	ホーその他( 円)
	へ 就業規則に規定されている賃金等級等
	2 諸手当の額又は計算方法
	イ( 手当 円 /計算方法: )
	ロ ( 手当 円 /計算方法: ) ハ ( 手当 円 /計算方法: )
	二(  手当    円 /計算方法:       )
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率
	イ 所定時間外、法定超 月60時間以内( )%
	月60時間超 ( )%
	所定超 ( )% 口 休日 法定休日( )%、法定外休日( )%
	八 深夜(  )%
	4 賃金締切日( )-毎月 日、( )-毎月 日
	5 賃金支払日( )-毎月 日、( )-毎月 日 6 賃金の支払方法( )
	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無 ,有( ))
	8 昇給( 有(時期、金額等 ) , 無 )
	9 賞与( 有(時期、金額等 ) , 無 ) 10 退職金( 有(時期、金額等 ) , 無 )
退職に関す	1 定年制 ( 有 ( 歳) , 無 )
る事項	2 継続雇用制度( 有( 歳まで) , 無 )
	3 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続
	│
7 O H	
その他	・社会保険の加入状況( 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他(    ))  ・雇用保険の適用( 有 , 無 )
	・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口
	部署名 担当者職氏名 (連絡先 ) ・その他 <sub>(</sub> )
	・具体的に適用される就業規則名(
	   以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。
	労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者か
	ら申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない
	労働契約に転換されます。

以上のほかは、当社就業規則による。

短時間労働者の場合、本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。

労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。